

## 計画改定の検討状況（第 4 章 三重県庁の取組）

### 1. 県の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標の再設定

国の地球温暖化対策計画や政府実行計画との整合を図りながら、県の事務事業における削減目標について検討を進めています。

#### （1）目標設定の考え方

地球温暖化対策推進法第 21 条において、都道府県は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県の事務及び事業に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとする規定されています。

また、令和 4 年 4 月 1 日付け環境省通知「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」において、地方公共団体実行計画事務事業編の取組を推進するに当たっては、「政府実行計画に準じた措置を実施していただきたい」とされています。

これらのことから、県の事務事業においては、政府実行計画における削減目標 50%をふまえ、検討を進めます。

#### （2）目標達成に向けた体制の検討

県の事務事業における 2021 年度の排出量実績は▲15.5%であり、これは、県の事務事業が分類される「業務その他部門」において、国の「業務その他部門」の▲23.2%（2020 年度実績）や三重地域の「業務その他部門」▲29.1%（2019 年度実績）と比較して取組が大きく遅れています。

政府実行計画における削減目標をふまえ目標を検討していくうえで、県の事務事業全体で今後大幅な削減取組が必要なことから、各部局等が主体的に温室効果ガス排出削減に取り組んでいける体制づくりを検討します。

### 2. 計画改定において強化又は追加する取組

#### （1）LED 照明化

既設設備を含めた県有施設全体に 2030 年度までに LED 照明を導入をする取組を進めます。

#### （2）公用車の電動化

県の公用車については、代替可能な電動車<sup>\*1</sup>がない場合を除き、新規導入・更新については 2023 年度以降、原則電動車とします。

#### （3）自家消費型太陽光発電設備の導入促進

県が保有する建築物及び土地において、太陽光発電設備の設置のポテンシャル調査を行い、太陽光発電の最大限の導入を図ります。

#### (4) 新規の建築物の ZEB 化

今後予定する新規事業については原則 ZEB oriented<sup>※2</sup>相当以上とすることをめざします。

#### (5) PPA 等による再エネ電力の購入

再生可能エネルギーの最大限の活用に向け、PPA モデル<sup>※3</sup>を活用した導入促進や県有施設で調達する電力の一定割合を再生可能エネルギー電力とする等の取組を検討します。

- ※1 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車
- ※2 30～40%以上の省エネ等を図った建築物
- ※3 Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称であり、電力需要家が保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電気を電力需要家が施設で使うことで、初期投資なしに再生可能エネルギーによる自家消費を行うことができる仕組み